

# 岩手県立花巻清風支援学校ひまわり会会則

## (会の名称及び事務局)

第1条 本会は、「ひまわり会」と称し、事務局を花巻市太田 27-207-4 岩手県立花巻清風支援学校（以下本校）内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催（年1回）
- (2) 交流会とレクリエーション活動（総会と同日）
- (3) 会報の発行（年1回）
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

## (会員・賛助会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 本校を卒業した者と保護者
- (2) 賛助会員は、本校の教職員と旧職員

## (運営)

第5条 本会は、次のように運営する。

- (1) 役員を会長1名、副会長1名とする。また、保護者会役員として、会長1名、副会長2名、会計監査2名、理事 若干名を置く。また、本校校長とPTA会長を顧問とし、総会の承認を得て決定する。任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 新入会員（保護者会）から役員を募る。
- (3) 事務局を本校総務部に置く。会計年度は4月1日より3月31日までで、委任により会計業務を事務局が行う。

## (機関)

第6条 本会の機関として総会と理事会を設置する。

- (1) 総会は、前年度の事業及び会計報告、役員改選、事業計画及び予算審議、次年度の事業概案の審議を行う。
- (2) 理事会は総会に次ぐ議決機関とし、保護者会会長が招集し、議長となる。
- (3) 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## (会費)

第7条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれにあてる。

- (1) 会費は、会員は6千円、賛助会員は3千円とする。
- (2) 会費は入会時に納入するものとする。

## (会則の改正)

第8条 この会の会則改正は、総会の議決を経て行う。

## [附 則]

この会則は、平成4年8月8日から施行する。

## 改 正

- |            |      |
|------------|------|
| 平成 6年8月 5日 | 一部改正 |
| 平成11年8月 8日 | 一部改正 |
| 平成14年8月11日 | 一部改正 |
| 平成21年7月18日 | 一部改正 |
| 平成23年7月 9日 | 全部改正 |
| 平成26年7月27日 | 一部改正 |
| 令和 5年7月 9日 | 一部改正 |

## 確認事項

送付文書は、2年間返信なし及び今後案内不要と回答の会員には送付しない。

(平成24年度理事会及び総会で決定済)